

税の知識

住宅資金と

贈与税

I 父母等からの住宅取得資金の贈与の特例

父母又は祖父母から、次の要件に当てはまる住宅取得のための金銭の贈与が行われたときは、その五〇〇万円までの部分について五分五厘方式により贈与税額を計算します。

この結果、三〇〇万円までの住宅取得資金の贈与には、贈与税はかかりません。

なお、この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書にこの適用を受ける旨を記載するとともに、一定の書類を添付して提出しなければなりません。

- ① 受贈者は、日本国内に住所を有する個人であること。
- ② 昭和五十九年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間の、父母又は祖父母からの贈与であること。
- ③ 贈与を受けた年の所得金額が五〇〇万円以下であること。

特例による贈与税の計算例

(例1)

贈与額 300万円の場合

$300\text{万円} \div 5 = 60\text{万円}$ (基礎控除) = 0 (課税価格)

(例2)

贈与額 500万円の場合

$500\text{万円} \div 5 = 100\text{万円}$ (基礎控除) = 40万円 (課税価格)

$40\text{万円} \times 10\%$ (税率) $\times 5 = 20\text{万円}$ (贈与税額)

④ 住宅用家屋で新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得(家屋とともに土地を取得する場合を含む)の対価に充てるための金銭の贈与であること。

⑤ 床面積が四〇平方メートル以上二六五平方メートル以下の住宅用家屋であること。

⑥ 贈与を受けた年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋を新築(新築に準ずる状態を含む)又は取得し、その者の居住の用に供していること。又は居住することが確実であると見込まれること。

⑦ 住宅取得資金の贈与を受けた日前五年以内に自己

又は配偶者の所有する住宅用家屋に居住したことがないこと。
 ⑧ 既にこの特例の適用を受けたことがないこと。
 II 親などから借金をしたとき
 父母や祖父母などからの借金については、それが貸借であるか、贈与であるかの事実の認定をめぐってトラブルが起ることがあります。

III 共働きの夫婦が住宅を買ったとき
 例えば一、〇〇〇万円の住宅を買い、夫が七〇〇万円、妻が三〇〇万円負担したとき、その住宅を夫名義にすると、妻から夫へ三〇〇万円の贈与となります。この場合、負担額に応じて夫十分の七、妻十分の三の持分とした共有名義にすると、贈与にはなりません。

固定資産税・国民健康保険税の納期変更

固定資産税の評価替えに伴ない固定資産税の第一期が従来四月納期が五月に変更され、国民健康保険税が従来五月納期が四月に変更されます。なお、六十年年度の納期は表のとおりです。

昭和60年度 都留市税等納期一覧表

納期月	税目	備考
4月	軽自動車税(全期)	国民年金保険料は、毎月納付です。 お忘れなく!
	国民健康保険税(第1期)	
	国民年金(4月分)	
5月	固定資産税(第1期)	国民健康保険税の第1期は前年の税額のみです。
	国民年金(5月分)	
6月	市県民税(第1期)	市県民税は年税額が2,200円を超える場合4期に納めるようになっています。
	国民年金(6月分)	
7月	固定資産税(第2期)	国民健康保険税の2期以降は5回に納めて下さい。
	国民年金(7月分)	
8月	市県民税(第2期)	この月は12月25日までに納めて下さい。
	国民年金(8月分)	
9月	国民健康保険税(第3期)	
	国民年金(9月分)	
10月	市県民税(第3期)	
	国民年金(10月分)	
11月	国民健康保険税(第4期)	
	国民年金(11月分)	
12月	固定資産税(第3期)	
	国民年金(12月分)	
61年1月	市県民税(第4期)	
	国民健康保険税(第5期)	
2月	国民年金(1月分)	
	固定資産税(第4期)	
3月	国民年金(2月分)	
	国民健康保険税(第6期)	
3月	国民年金(3月分)	